

和解することについて

1. 事件名

岐阜地方裁判所 平成31年(ワ)第235号 損害賠償請求事件

2. 対象事業

平成23年9月2日に工事請負契約を締結した「消防救急デジタル無線整備工事」

契約の相手方：中央電子光学株式会社下呂支店

請負代金額：343,350,000円(消費税5%込み)

機器製造業者：沖電気工業株式会社

3. 訴訟の概要

原告：下呂市

被告：中央電子光学株式会社及び沖電気工業株式会社

趣旨：2社の連帯で6,867万円(契約額の20%)と遅延損害金を請求

根拠：民法第719条第1項前段の共同不法行為もしくは工事契約に基づく損害賠償金

4. 和解の理由

- ・和解案の内容から違約金条項の適応はないという判決となる可能性が高いこと。
- ・控訴審となった場合でも、下呂市寄りの判断が出る可能性が不透明であること。

5. 裁判所が示した損害額の算出(実損害による算出)

(1) 損害額の考え方

- ・談合がなかった場合の想定落札率を算出し、現実の落札率との差を予定価格に乗じて算出し、遅延損害金の一部を加えた金額。

(2) 談合がなかった場合の想定落札の考え方

- ・談合の実行期間が平成26年4月8日までとされているため、4月9日以降に行われた、消防救急デジタル無線の入札が参考とされている。
- ・機器の購入と整備のいずれも含む契約が対象とされている。
- ・デジタル無線の単独の発注であるが、指令台が沖電気工業製であり、接続できることが仕様で要求されることが通常であることから、想定落札率の算出には沖電気工業製のみを対象としている。
- ・平成26年4月9日以降に行われた入札において、仕様書作成の段階で談合の影響が排除できない可能性が高いため、裁判所が示す割合を減じる修正がされている。

(3) 想定落札率の算出

- ・指令台と別発注で、沖電気工業製の製品が納入された案件のうち、落札率の計算が可能なものの平均落札率を算出し、裁判所が示す割合を減じる修正をしたものが想定落札率と算定されている。

(4) 和解金の算出

- ・下呂市の落札率と想定落札率との差に予定価格 3 億 5,727 万 1,950 円を乗じ、遅延損害金の一部を加えた金額 1,137 万円が和解金として算出されている。

6. 和解状況

- ・現在、分かりうる範囲では全国で次の自治体等で和解されたと聞いています。
岐阜市、千葉県 の 7 自治体等（我孫子市、匝瑳市横芝光町消防組合、柏市、松戸市、八千代市、鎌ヶ谷市、夷隅郡市広域市町村圏事務組合）、兵庫県赤穂市、佐賀県伊万里・有田消防本部、山口県萩市、岡山県瀬戸内市です。
- ・岐阜地方裁判所では、5 自治体等（下呂市、飛騨市、山県市、中濃消防組合、揖斐消防組合）で併合審理を行っており、全ての自治体等が和解の意思を示していると聞いています。